

監査報告書

平成25年 4月23日

公益財団法人 国際看護交流協会
理事長 清水嘉与子 殿

ソーワ公認会計士共同事務所

公認会計士

野崎 一彦



公益財団法人国際看護交流協会の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)に係わる会計帳簿、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表の注記、附属明細表、財産目録)及び会計制度についての監査結果を次の通り報告いたします。

記

1. 会計帳簿は、事実に基づいて記載されていることが領収書等の証憑により検証されました。
2. 財務諸表は、会計帳簿に基づいて作成されております。
3. 会計帳簿上の収入及び支出は、当財団の目的に従って、なされていると認められます。


以上

平成25年4月26日

監査報告書

公益財団法人国際看護交流協会
理事長 清水嘉与子 殿

公益財団法人国際看護交流協会

監事 小島 明一郎 

私監事は、当協会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上